



# やりがいのある看護を一緒にしませんか？

## 市立加西病院 職員募集要項

### 《 看護師 》

- 試験日 令和8年7月11日（土）
- 場 所 市立加西病院2階講義室
- 受付期間 令和8年5月25日（月）～6月30日（火）  
時間 午前8時30分～午後5時15分（ただし、土・日曜、祝日を除く）

受付及び問い合わせ先

市立加西病院 総務課 総務係（病院東館2階）

〒675-2393

加西市北条町横尾1丁目13番地

電話（0790）42-2200（内線2429）

## 1. 採用職種・採用予定人員・受験資格

職 種	採用予定人員	受 験 資 格
看護師	2名	昭和62年4月2日以降に生まれた方で、看護師の免許を有する方、又は令和9年国家試験において同免許を取得見込みの方。

(注意1) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方は受験できません。

(注意2) 卒業見込みの受験者が令和9年3月31日までにその属する学校を卒業できない場合は採用できません。

## 2. 受験手続・受付・受験申込先

### (1) 受験手続に必要なもの

提出書類	備 考
① 受験申込書	当院所定の様式による
② 受験票	
③ 卒業証明書又は卒業見込証明書	最終学校(当該免許取得に必要な学校)のもの
④ 成績証明書	最終学校(当該免許取得に必要な学校)のもの
⑤ 看護師免許の写し	免許を有する方のみ
⑥ 返信用封筒	定型サイズ(23.5cm×12.0cm)の封筒に、受験者の住所・氏名を記入し、110円切手を貼付したものを2通添付のこと。

※ 応募書類は返却できませんので、ご了承ください。

※ 受験申込書は、当院ホームページ(<http://www.hospital.kasai.hyogo.jp>)からダウンロードしてください。

### (2) 受付期間・時間

令和8年5月25日(月)～令和8年6月30日(火)

(午前8時30分～午後5時15分 (土・日曜、祝日を除く。))

### (3) 受験申込先及び問い合わせ先

市立加西病院 総務課 総務係(東館2階)

〒675-2393 加西市北条町横尾1丁目13番地

電話(0790)42-2200(内線2429)

※申し込み書類は、郵送での提出をお願いします。受付期間終了日の17時必着です。

## 3. 試験日・試験場所・試験種目

(1) 試験日時：令和8年7月11日(土)

(受 付) 午前8時30分～午前8時45分

(試験開始) 午前9時～

(2) 場所： 市立加西病院2階講義室

### (3) 試験科目

#### ① 筆記試験（小論文）

職種	試験種目	時間	内容及び出題分野
看護師	小論文	1時間	課題に対する思考力や表現力について

#### ② 面接試験

職種	試験時間	内容
看護師	15～20分程度	個別面接

## 4. 合格発表

- (1) 7月下旬に試験結果を通知します。
- (2) 試験合格者は、身体検査証明書（所定の様式に病院で証明を受けたもの）を提出していただき、その結果に異常がなければ採用内定の通知を行います。

## 5. 給与

### (1) 初任給

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例、加西市病院事業職員給与規程の定めるところにより、給料の他各種手当が支給されます。

※ 初任給は経験年数により加算されます。

初任給月額はおおのちのとおりです。（令和8年4月現在）

- ・ 4年制大学卒 280,700円
- ・ 短大3年、専門学校3年卒 276,800円

上記のほか、調整額として、看護職員処遇等改善手当が10,000円／月が固定支給されます。

### (2) その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜勤手当、期末勤勉手当等がそれぞれの基準によって支給されます。

## 6. 合格から採用まで

合格者には、結果通知後に採用時に必要な書類を送付いたしますので、指定する期限までにご提出ください。また、健康診断を受けていただくとともに職歴証明書を提出していただきます。（健康診断は、当院が指定する用紙を使用していただき、当院が指定する医療機関で受けていただきます）

## 7. 採用年月日

令和9年4月1日採用予定

## 8. その他

- (1) 受験資格がないこと、又は申込書類の記載事項を偽って記入したことが判明したときは、合格を取り消します。
- (2) 免許を取得見込みの方が令和9年国家試験において免許を取得できない場合は、採用内定を受けていても採用を取り消します。
- (3) 採用後の半年間は、試用期間（条件付き採用）となります。  
試用期間中の勤務成績が不良の場合は、本採用されないことがあります。

### 【参考】 地方公務員法第16条(欠格条項)抜粋概要

次の各号のいずれかに該当する方は、職員になったり、試験や選考を受けたりすることができません。

- (1) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (2) 加西市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた方
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

### 試験会場案内図

